

【仕様書概要】

- 1 法定 1 2 条点検のうち、「タイル仕上げ等の外壁」について、全面打診等を行い、劣化及び損傷の状況を確認。
 - 2 全面打診等の手順は、
 - ・予備調査―修繕履歴の調査、点検記録の調査、外装仕上の工法調査。
 - ・外壁診断―目視による外観調査の後、全面打診法、赤外線装置法、部分打診法のいずれかの方法により外壁全体の調査を行う。
- (※経費節減のため、赤外線装置法による調査を原則とする。)
- 3 成果物として、法定の報告書（別添報告書）に加え、外壁の状況等を写真や赤外線写真等（別紙参照）を用いて考察を行う調査結果を求める。

【入札参加資格概要】

- 1 入札日までに製造の請負等に係る入札参加資格の取得
- 2 一級建築士若しくは二級建築士又は建物調査員（特定建築物調査員に限る。）を擁し、建築基準法第 12 条第 2 項に規定する調査を実施できるもの。
- 3 一級建築士、二級建築士又はこれらの者を使用（雇用）する者は入札日までに建築士法に基づく建築士事務所の登録完了